

油を流さないで!! ～下水道の正しい利用方法～

油類を下水道管へ流すと、管の中で冷やされて固まり、下水道管を詰まらせてしまいます。下水道管が詰まると、台所やお風呂、トイレなどが使用できなくなります。

下水道へ油脂類を流さないように協力をお願いします。

家庭で油を使用される方へ

油は凝固剤を使って固めるか、新聞紙などで吸い取ってから燃えるゴミとして処理してください。

また、吉野川市では廃食用油のリサイクルを行っています。市役所など指定場所にて回収していますので、リサイクルに協力してください。

飲食店で油を使用される皆さんへ

グリス阻集器の定期的な清掃をお願いします。清掃を怠るとグリス阻集器の機能が低下し、油脂類が流出して下水道管の詰まりの原因となります。



問い合わせ 下水道課
☎ 22-2258 FAX 22-2254

緑化推進事業交付金

吉野川市緑化推進協議会では、「緑の募金」を地域の緑化活動等に生かすため、地域の緑化事業や木材利用促進事業などを自主的に行う団体および、公園や学校などの緑化を推進する自治会や子ども会に対して事業費の一部を助成しています。交付金の助成を希望する団体は、10月31日(水)までに申請してください。

なお、詳しい内容や申請方法については、問い合わせください。



問い合わせ 緑化推進協議会(農林業振興課内)
☎ 22-2223 FAX 22-2237
Eメール
noushin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

徳島ヴォルティス 吉野川市民デー開催!



日時 9月24日(日)
午後4時キックオフ
場所 鳴門・大塚スポーツパーク
ポカリスエットスタジアム
対戦相手 大宮アルディージャ

吉野川市在住・在学の小中高生を 無料招待&大人は優待販売

対象者 吉野川市に在住・在学の小中高生、
吉野川市に在住の大人の方

料金
【小中高生】
北ホーム自由席・南ホーム自由席/無料
【大人】
北ホーム自由席・南ホーム自由席/優待料金
(1,000円)

購入・発券方法
下記の二次元コードから、無料招待および優待チケットの購入・発券を行うことができます。購入・発券にはJリーグIDの取得が必要となりますのでご注意ください。当日は北ホーム入場口からご入場ください。

販売期間
9月10日(日) 正午～24日(日) 午後4時
詳細は、徳島ヴォルティスのホームページをご覧ください。



※新型コロナウイルスの感染拡大状況により内容に変更が生じる場合があります。



問い合わせ 商工観光課
☎ 22-2226 FAX 22-2237



情報ひろば



令和5年住宅・土地統計調査

吉野川市では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模なものです。対象となっている区域へ調査員が伺いますので、協力をお願いします。

今回の調査では、高齢者の住まい方や空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の状況などを把握することを主な狙いとしています。調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類を配布します。

調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。

調査期日 10月1日(日)
回答方法 インターネット・郵送・調査員に提出のいずれか

※この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひ利用してください。

問い合わせ 総務課
☎ 22-2231 FAX 22-2244

2023年度第3回吉野川市人権講座

とき 10月21日(土) 午後1時30分～(60分程度) (受付:午後1時～)
ところ 市役所本館3階大会議室
演題 「犯罪被害者支援について」
講師 公益社団法人 徳島被害者支援センター
センター長 尾田 正宏(おだ まさひろ)さん
参加費 無料
申込方法 電話・FAX・メール
申込内容 氏名・住所・電話番号など
申込期限 10月18日(水) 午後5時 ☆要申込☆

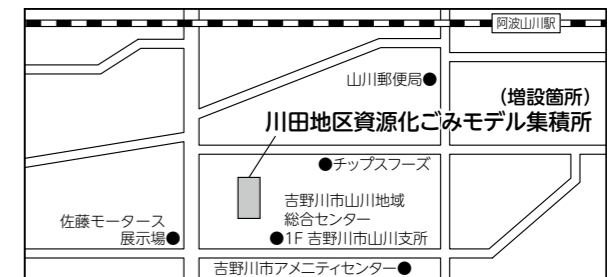
問い合わせ 人権課・人権教育推進協議会
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

川田地区資源化ごみモデル集積所 が増設されます

手狭で、ご不便をおかけしていた川田地区資源化ごみモデル集積所を増設し、10月1日から運用を開始します。

資源化ごみモデル集積所に出せる「資源化ごみ」缶・びん・ペットボトル・新聞・雑誌(雑がみ)・ダンボール

※「もやせるごみ」「粗大ごみ」「家電製品」は持ち込まないでください。



問い合わせ 運転管理センター
☎ 25-2111 FAX 25-2112

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を! 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)をご存じですか。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

同和問題とは
日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

問い合わせ 人権課
相談窓口 ☎ 22-2229 FAX 22-2260

不法投棄は大変な犯罪です! もし不法投棄を見かけたら、ご連絡ください。
阿波吉野川警察署 ☎25-6110 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247